

総合区素案に関する住民説明会

《天王寺区》

■日 時：平成29年12月17日(日) 15:30～17:34

■場 所：天王寺区民センター

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者の方をご紹介します。

天王寺区長の西山でございます。

(西山天王寺区長)

よろしくお願いいたします。(拍手)

(司会)

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局理事の井上でございます。

(井上副首都推進局理事)

よろしくお願いいたします。(拍手)

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の福岡でございます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

よろしくお願いいたします。(拍手)

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます同じく副首都推進局戦略調整担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

それでは、開催に当たりまして西山天王寺区長の方よりご挨拶の方を申し上げます。

(西山天王寺区長)

皆さん、こんにちは。天王寺区長の西山でございます。

本日はお寒い中、当総合区素案の説明会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

総合区と申しますのは、現行の指定都市大阪市を残しながら区の形と、今の24行政区と

また違う一つの自治法で認められた選択肢の一つでございます。新たな選択肢ですので、それについて詳しく知っていただく必要があろうかと。

といいますのも、現在の行政区から総合区にもし移行するとなれば枠組みが変わってくる部分もございます。住民サービスに直結する部分もございます。だからどこが違うのか、何がいいのか、何がいけないのか、そのあたりについてもよく質問していただけたらいいかなと思っております。

総合区素案、先程も言いましたけれども、今後の選択肢の一つでございますので、あくまでも素案でございます。もう決まったんかみたいな言い方はしませんので、ゆっくりと聞いていただけたらと思います。ただ説明の中には、行政用語、専門用語みたいなものが出てくる場合もございますので、素直に分からないところは分からないと言っていたらいいかな、そういう場にさせていただけたらと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、副首都推進局理事の井上の方より、本説明会の開催趣旨についてお話しさせていただきます。

(井上副首都推進局理事)

皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、また非常に寒い中ですが、総合区素案に関する説明会にお越しをいただきまして、ありがとうございます。

私の方から、本日の説明会の開催趣旨につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、今日の大阪が抱える課題についてでございますが、大阪は東京一極集中のもと、長期にわたって経済の低迷が続いておりまして、三大都市圏の中で人口減少、超高齢社会がいち早く到来するといった課題を抱えております。

このため、大阪府、大阪市は、東西二極の一極を担う副首都大阪の実現をめざしまして、二重行政の解消や大阪の都市機能の強化を図りますとともに、限られた財源で最適なサービスを実現する住民自治の拡充といった取り組みを進めております。

こうした取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度として、現行の法制度で実現可能な二つの大都市制度について検討を進めております。一つは、大阪市を残しながら今の区をより権限を持った総合区に変えていく改革、もう一つは、大阪市を廃止して新たな自治体としての特別区を設ける改革でございます。このうち総合区の素案をこのたび取りまとめましたので、住民の皆様に分かりやすくご説明をし、ご理解を深めていただきたく、説明会を開催するものでございます。

なお、ご説明いたします総合区素案は、今後、議会などのご議論を踏まえまして必要に応じて追加・修正されるもので、案として確定したというものではございません。

また、もう一つの特別区につきましては、現在、知事、市長、府・市の議員で構成されております大都市制度特別区設置協議会において議論が進められているというところでございます。最終的には、総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆様にご

判断いただけるよう、議会などのご議論をいただきまして、それぞれの制度案を取りまとめていきたいというふうに考えております。

本日は、総合区素案の説明会として開催をいたしますので、総合区、特別区の優劣をつけたり、どちらかの制度を選択するといった場ではございません。総合区制度と関係のないご意見や政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、できる限り分かりやすくご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私の方から簡単にご説明させていただきます。

まず、受付の方でお配りさせていただきましたお手元の資料、「総合区素案に関する住民説明会資料」に沿いまして、事務局の方より約1時間強ご説明させていただきます。その後、皆様方から説明内容に対するご質問をお受けいたしたいと存じます。

なお、お手元にアンケート用紙を配布させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらの方もよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明の方に移らせていただきます。

副首都推進局制度企画担当部長の福岡よりご説明申し上げます。よろしくお願い致します。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

副首都推進局制度企画担当部長の福岡でございます。

私から、お手元のパンフレット、「総合区素案に関する住民説明会資料」に沿ってご説明いたします。

恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。

表紙の下に資料の位置づけなどを記載しています。本資料は大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について、行政として取りまとめた総合区素案をもとに本説明会の資料として作成したものです。この資料で説明する総合区素案につきましては、今後、議会などの議論を踏まえ、必要に応じて追加・修正されます。

また、総合区とは別に特別区についても、現在、制度設計の議論、検討が進められているところであり、最終的には総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう、両方の案を取りまとめていくこととしています。

それでは1ページから2ページの見開き、「総合区設置後のイメージ」をごらんください。

まず、総合区設置で変わることを大まかなイメージを説明します。

見開き左側には現在の大阪市のイメージを、右側には総合区設置後の大阪市のイメージを示しています。左側、現在の大阪市は、市長のもとに局と24の区役所があることを示しています。局は大阪市全体を見通した施策、例えば丸印の保健医療、福祉、教育などを各部門ごとに担う組織です。私ども副首都推進局もその一つです。

現在は、例えば保健医療施策は健康局が担い、社会福祉は福祉局が担うなど、20以上の

局が中之島の本庁などに設置されています。これに対し区役所は地域ごとの仕事を担うため、現在の24行政区ごとに設置され、住民の皆さんの身近なところで市民協働、窓口サービスなどを担っています。このように左側で24区役所となっていたところが、右側のページ、総合区が設置された後では、中程の八つの総合区役所と24の地域自治区事務所に変わっています。

今から説明する総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組みは変更せず、市長のもとに現在の行政区に変えて八つの総合区を設置し、さらに一つの総合区ごとに2から四つずつ合計24の地域自治区事務所を設置します。

では、総合区の設置によって主に何が変わるのかについて、1ページ左上の局から、2ページの8総合区役所に向けた矢印のところをごらんください。

「住民の皆さんに身近なサービスを局から8つの総合区へ仕事を移します」と記載していますが、矢印の先の8総合区役所の下丸印、例えば二つ目の保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移る仕事になります。これらは、現在は大阪市全体の施策を担う局で行っていますが、総合区設置後は、より身近な総合区役所において総合区長の判断により行われることになります。これが総合区設置の大きなポイントになります。

つまり総合区長の判断で行う仕事が多くなり、それに伴い予算も増え、その仕事を行う職員も増やす必要が出てきます。現在、局で持っている予算や職員を総合区に移すことになりますが、それについては後程詳しく説明いたします。

局からの仕事に加えて、左側の今の24区役所が担っている仕事は、もともと住民の皆さんに身近なものが多いため、1ページ一番下の右向きの矢印ですが、「住民の皆さんへの直接サービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施します」とありますように、右側の総合区の24地域自治区事務所の下丸印のところですが、住民票写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは、現在の24区単位のままで行うことになります。

その右の枠に「地域の実情に応じた施策の実現」と記載していますが、総合区では住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための体制の整備を行うとともに、施策を実行するために市長に意見を具申する仕組みも構築します。

まとめますと、総合区の設置によって住民の皆さんの身近なサービスについては、今より身近な地域において判断することになります。それぞれの地域の実情を判断できるよう総合区長に権限を移して、総合区において判断し実行していく、そしてそのために必要な組織や予算の仕組みなども整えるということを示しています。

その一方で、総合区設置後の一番上のところ、総合区設置後の市長の横の括弧をごらんください。

これまで説明した通り、住民の皆さんに身近な仕事については、その権限を総合区長に移しますが、大阪市という枠組みは残るので、予算編成や条例提案などの仕事は、今までどおり市長が市全体の視点から行います。

以上、この見開きのページでは、総合区の大まかなイメージと設置により何が変わるのかを申し上げました。詳しくはこの後、もう一度それぞれの項目ごとに説明します。

では、3ページをお開きください。

目次に示します通り、本日は総合区素案の内容、1から12の項目と各総合区の概要につ

いて説明いたします。

なお、一番下の枠囲みに記載のように、この資料で示すコスト、組織、予算等の数値は今後の精査により変動する可能性があります。また、総合区役所の位置、名称については、今後、議会での議論を踏まえ、取りまとめる予定としています。

では、4 ページ、「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」をごらんください。

大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都大阪の確立に向けた取組みを進めていますが、それが総合区制度の検討とどう関連するのかについて、このページと次の5 ページで考え方を説明しています。

一番上の「大都市・大阪が抱える課題」のところをごらんください。

東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いており、人口減少・超高齢化もいち早く到来する見込みであること、大阪府・市において一本化した成長戦略、これは大阪府・市共通の産業振興や人材育成などにより経済成長をめざす長期的な方針のことですが、こうした成長戦略によって経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるには至っていないこと、中央集権型システムから分権型の仕組みへの転換をする必要がありますが、地方分権への改革は道半ばであることなどを示しています。

こうした課題の克服に向け、ページの真ん中ですが、「日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャル」、ポテンシャルというのは潜在的な力のことですが、これについて東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長、国土の強靱化、地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。東京の次に都市機能が集まる大阪は、世界の都市間競争を戦え得る競争力と豊かな個性を持つ大都市として、副首都をめざした取組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。

そして矢印の下ですが、東西二極の一極となる副首都大阪の確立に向け、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造、社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たすことを示しています。これらの実現のためには、一番下の記載の通り、都市機能の充実とそれを支える制度が必要であるということを示しています。

では、具体的に何を進めていくのかについては、次の5 ページ、「2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革」のところをお開きください。

ここに示していますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要ではないか。そこで現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれ制度案を作成することとしています。

なお、広域機能、基礎自治機能という言葉について簡単に補足しますと、一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げると、広域機能というのは、成長戦略をはじめ交通網など、都市機能の整備を担うといった都道府県の役割を指し、一方で基礎自治機能は、住民の皆さんに身近なサービスを提供するなど、市町村としての役割分担のことを指します。ただし、大阪市は政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能とあわせて、広域機能の一部も担っています。

よって、ページ真ん中の「現在の制度（行政区）」の広域機能の欄に記載の通り、副首

都推進本部会議において大阪府と大阪市が協議・調整を行っています。こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、一番下の表に示している二つの制度、指定都市制度における総合区制度と特別区制度の検討を進めています。

表のうち、基礎自治機能について、下の表の左側、指定都市制度における総合区制度は、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもと行政を展開します。その中で総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民の皆さんに身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など、市全体に関することは市長が引き続きマネジメント、組織を管理します。

一方で、表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止し、新たに基礎自治体として設置される特別区において、選挙で選ばれた特別区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。

広域機能については、総合区制度の場合は、先程現在の制度のところで申し上げたように、副首都推進本部会議、いわゆる指定都市都道府県調整会議において協議・調整し、方針を決定します。一方で特別区制度では、大阪府に一元化し、知事が方針決定することを示しています。

以上が大阪における大都市制度改革、総合区・特別区両制度の違いの説明です。

続いて、6ページをごらんください。

「3 大阪市における総合区制度」をより具体的に説明いたします。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げています。その下の左、「住民自治の拡充」の欄ですが、住民の皆さんに身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど、総合区長の権限を拡充します。

また、後程詳しく説明しますが、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して、総合区長が意見を述べられる予算意見具申権等の権限を最大限発揮できる仕組み、さらには総合区政会議、地域協議会の設置など、住民意見を反映するための仕組みを構築します。

次に、その右の「二重行政の解消」の枠ですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、市長は市全体の視点からの政策経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府・市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

続いて、その下にある総合区の仕事、区数について説明いたします。

中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しています。なぜバランスを考慮するのかについては、右下の枠の「総合区の区数」をごらんください。

行政サービスを効果的・効率的に提供するには、一定まとまった規模の人口が必要となります。さらにその下には「体制整備に必要なコストを抑制します」と記載しています。どういうことかといいますと、総合区に移す仕事が多くなる程職員も総合区に移す必要がありますが、その際、現在、本庁の局1カ所で担っている仕事を総合区の数に応じて分散させるので、仮に24区に分散する場合は、今1カ所で行っている仕事を24カ所で行うこと

になり、単純に24倍にはならないものの、相当な数の職員を増やす必要が出てまいります。

このため、総合区に仕事を移すと同時に、それを多大なコストをかけずに効果的・効率的に実施するためには、総合区の規模と区の数を考える必要があるということを示しています。

なお、左側の「総合区の仕事」の欄に「一般市が行う仕事をベース」とありますが、ここで言う一般市というのは、例えば松原市や門真市などが行う事務に近いものを総合区が担うということを意味しています。

こういった考え方にに基づき、その下の段に記載のように住民に身近な行政サービスが提供できる体制を総合区に整備し、あわせて現行の職員数の範囲内でコストを抑制するという観点から、8区への合区、将来推計人口30万人程度ということを示しています。

なお、合区に際しては、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしています。

ここまで6ページ、総合区の設置によりめざすもの、総合区の仕事と区の数の説明は以上です。

続いて、7ページをお開きください。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」について説明いたします。

区割りにつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の五つの具体的な視点に基づき策定しました。①各総合区における将来人口、平成47年で約30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とすることをはじめ、②地域コミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所など、既存の事業所をできる限り活用すること、⑤防災上の視点についても考慮すること、以上の五つの視点に基づいて策定しています。

その下の地図に具体的な区割りと総合区役所の位置を示しています。この資料で示す区名、第一区から第八区というのは仮称であって、北に位置する区から順番に番号をつけています。

本日伺っております天王寺区につきましては、阿倍野区、生野区と合区する区割りとなっており、仮の名称として第六区としています。

続いて、8ページをごらんください。

総合区役所の位置選定については、現在の区役所庁舎から選ぶこととしています。具体的には、白抜きの文字のところ、「考慮すべき条件」、「評価項目」のところをごらんください。

住民の皆さんからの近接性、これは端的に申し上げますと、人口バランスの重心から庁舎までの距離のことです。交通の利便性、これは現在の区役所間の移動にかかる時間です。地域における中心性、これは現在の区間での移動人数を見ています。

以上の3点をそれぞれ点数化し、この点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎面積が新体制で必要となる面積を満たすかどうかの充足状況あるいは近隣市有施設の状況などを勘案し、総合区役所を選定しています。

その結果については、ページ中程の選定庁舎の表に示すように、第一区の淀川区役所をはじめ、第八区まで記載の通りであり、天王寺区が含まれます第六区は、現在の天王寺区

役所を総合区役所の庁舎とする予定としています。ただし、表の下、欄外に記載の通り、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴って変更する可能性もあります。

なお、繰り返しの説明になりますが、住民の皆さんの利便性を維持するため、現在の24区単位に地域自治区事務所を設置し、窓口サービス等の事務は継続して実施します。

続いて、その下、区の名称について説明いたします。

区の名称は、方位、地勢等を考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本とし、総合区設置決定後、設置する日までの間に住民の皆さんのご意見等を踏まえて条例で定めてまいります。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴うことから、現在の区名が変わる区もあります。これにより住居表示が変更される可能性があります、その際は住民の皆さんへの影響を最小限とするよう、関係機関と調整を図ってまいります。

以上、ここまでが総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についての説明です。

次に、9ページ、10ページ、「5 局と総合区・地域自治区の主な仕事」について説明いたします。

9ページの上段に、局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事として、現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した住民の皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うことになります。

なお、予算編成や条例提案等は、今までどおり市長が市全体の視点から行います。

これらの内容について示したのが下の図になります。図の左側に現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載しています。現在の大阪市の仕事は、白抜きの文字で示している中之島本庁舎など局で実施する仕事とその下の白抜き、24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。

これに対して図の右側には白抜きの文字で、総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けています。さらに総合区の仕事については、8 総合区役所で実施する仕事と現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けて示しています。

もう一度、図の左上をごらんください。

局が実施する仕事について枠囲みが二つありますが、上の枠囲みに市全体の視点で実施する主な仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しています。これらの局の仕事については、矢印の先、図の右側の総合区設置後も引き続き市役所の本庁舎など、局が実施することとしています。

もう一度左側に戻っていただいて、上から二つ目の囲みには、現在、局が実施している市立保育所の運営などの仕事を例示していますが、総合区設置後はこれらの仕事は八つの総合区へ移します。矢印の先、図の右側、8 総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中に示しています。

何度もすみません、もう一度図の左側に戻っていただいて、下段の24行政区のところをごらんください。

現在、行政区で実施している仕事については、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして児童手当の申請受理、支給決定、国民健康保険等の諸手続の窓口関係の仕

事とその上の枠組み、これらの窓口サービスに係る調整・支援として地域防犯対策や地域振興、地域活動支援などの市民協働関係の仕事があります。

現在のこれらのうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接のサービスや地域防犯、地域活動支援などの市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り、24地域自治区でこれまでどおり実施することとしています。

また、一段上の児童手当の現況届の送付・受理といった仕事については、総合区としての政策企画の仕事や局から移管された仕事とあわせて8総合区で実施としています。

次の10ページをごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果について説明いたします。

こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめています。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により総合区の予算や人員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。

その下の表をごらんください。

縦の欄に四つの分野を、横の欄には「総合区の仕事（主なもの）」と「期待される効果」を示しています。

例えばこども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施している児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」の欄に示しますように、待機児童解消に向けて総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかと示しています。

なお、表の中の「総合区の仕事」の欄において、白抜きの点線囲みにある保育所の入所決定や保育料の徴収などについては、現在、既に区役所で実施している仕事であり、総合区になっても引き続き実施することを示しています。

次に、福祉について、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営においては、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映することで、利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

さらにその下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になるのではないかと示しています。

次に、一番下の住民生活においては、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

局と総合区・地域自治区における主な仕事と期待される効果の説明は以上です。

続いて、11ページをお開きください。

このページ以降は、「6 期待される効果」として局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかをこれまでの説明と重なるところもありますが、イメージ図を用いてさらに具体的に示しています。

ページの上段には現在の状況を、下段には総合区設置後のイメージを示しています。

イメージ①は、保育所の設置認可について示しています。現在、保育所の設置認可につきましては、図の真ん中の囲み、保育所の数など、①整備計画を策定し、保育所の開設場所など地域の決定のための②地域調整を行い、③事業者の決定の後、開園となります。この流れの中で、現在、区役所では②の地域調整の部分を担っていますが、総合区設置後は下の図をごらんください。点線の枠内の通り、①の整備計画の策定や③の事業者の決定など、現在、市役所の局で実施していたものも含めて、一貫して総合区役所で判断・実施できるようになります。これにより総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の特性や実情を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかと示しています。

なお、中央矢印の右下に括弧書きで記載していますが、予算の編成や条例の提案などの市全体の観点で実施する仕事については、市長の権限として残ることになります。

では続いて、12ページをごらんください。

イメージ②では、道路・公園の維持管理について示しています。上の図のように現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定など、実際に対応するのは工営所や公園事務所ですが、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局であるため、区役所で相談や要望を受け付けた場合は、別の組織である局との連絡、意見調整が必要になります。

総合区設置後は、下の図に記載のように、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園について、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしています。これにより住民の皆さんからの要望に対して総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情を踏まえ、きめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかと示しています。

次に、13ページをお開きください。

イメージ③では、放置自転車対策について示しています。現在、上の図のように、例えば放置自転車をもっと撤去してほしいといった住民の皆さんからの要望に対して、実際に対応するのは工営所ですが、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても別の組織である局との連絡、意見調整が必要です。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしています。これにより住民の皆さんからの要望に対して、総合区長のマネジメントのもと、総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、例えば放置自転車の撤去回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断し、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかと示しています。

続いて、14ページをごらんください。

イメージ④では、スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営について示し

ています。現在、住民の皆さんから体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しは、担当局において全市的な観点で24区の体育館などの施設を一まとめにした上で、対応方針や方法についての優先順位を決定し対応しています。

総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設等に関する相談の受け付けから対応までを総合区が担うこととしています。これにより総合区長のマネジメントのもとでこれまで以上により地域や利用者のニーズに応じたサービスを提供できるのではないかといった効果を示しています。

次に、15ページをお開きください。

イメージ⑤では、住民の皆さんに身近な施策の充実について示しています。現在、老人福祉センターの講座メニューを充実してほしいとか、施設の利用時間を延長してほしいといった住民の皆さんに身近なサービスの充実についての要望などを区役所がお聞きしても、区役所はみずからの判断で決定できないため、区役所は関係局へ要望・調整し、その事業を担当する局が事業の内容を決定しています。また、区役所では、事業を実施するための予算や職員体制に限りがあることで、事業の内容によっては皆さんのご要望に十分対応できていない場合もあるかと思えます。

総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ、必要なサービスを総合的に調整・検討し、総合区長が判断することができるようになります。これにより総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといった効果を示しています。

以上、15ページまで、総合区設置に伴い、主な分野ごとに期待される具体的な効果についての説明です。

次に、16ページをごらんください。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」について説明します。

今回の総合区の素案では、現在の24区を8区へ合区していますが、一方で、住民の皆さんには育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではないかと、地域の声が届かなくなるのではないかと、区役所の窓口が遠くなるのではといった合区に対する不安感があることを踏まえ、その対応について記載しています。

具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただき、区政運営に反映させるため、総合区政会議を設置します。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置します。

ページ中程の左側、「総合区政会議」の欄をごらんください。

総合区政会議は、区域内の施策及び事業について立案段階より住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映することを目的に、現在の区政会議の総合区版として条例に基づき設置します。

さらに左の一番下、地域協議会については、地域自治区の事務などについて市長、総合区長などから諮問を受け、あるいは建議によりみずから意見を述べることができ、市長、総合区長はこれに対し必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側にはこうした総合区政会議と地域協議会のイメージを図示しています。

以上が総合区政会議、地域協議会等についての説明になります。

続いて、17ページをお開きください。

「8 総合区の組織体制」について説明いたします。

上段に示すように、組織体制においては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と総合区長の組織マネジメント力の強化を実現するために、主に三つの体制整備を行ってまいります。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置します。これは、総合区長はこれまでの区長と違い、副市長と同じ特別職となることから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにするという趣旨です。

二つ目は、総合区の政策企画機能の強化のため、部長級による部制を導入します。これまで説明いたしましたように、総合区ではこども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野でより大きな権限に基づいてよりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供することになります。

そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という組織を設置し、各部長のもとでそれぞれの分野における政策企画機能を強化することで、総合区に期待される役割を実現していくこととなります。

三つ目は、総合区の組織として地域自治区事務所の体制を整備します。これは、これまでと同様の窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくために、今の24区役所の単位で地域自治区事務所の体制を整備するという趣旨です。

続いて、ページの下段では、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージを示しています。総合区役所は、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所についても、現在の24区役所庁舎を活用して設置することとしています。すなわち24の地域自治区のうち八つの地域自治区事務所は、現在の区役所庁舎に設置する総合区役所の中に置くこととなります。

総合区役所と地域自治区事務所の役割ですが、八つの総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織としてイメージで示しますように、総合区長のもと局長級の副区長を設置し、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置していきます。

一方で地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することや地域コミュニティを維持し、住民の皆さんの多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、地域自治区事務所には地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージであり、総合区設置後は総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や具体的な職員配置を決定できる旨を記載しています。

それでは続いて、18ページをごらんください。

「職員の配置（イメージ）」について説明します。仕事を局から総合区に移すのに伴い、総合区の方へ職員も移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移るのかを大枠のイメージとして示しています。

一番左側の「現在（平成28年度）」と記載された棒グラフに示しますように、平成28年

度時点、市全体で1万6,400人、そのうち局が1万1,600人、24区役所合計で4,800人という職員構成が、その隣の総合区設置後の棒グラフでは、局が9,400人、8総合区役所が7,000人という構成に変化しています。すなわち局から総合区におよそ2,200人の職員が移ることになります。

その右の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織、事務の内容と移管人員を示しています。現在、局の所管である工営所、公園事務所、保育所は事業所ごと総合区へ移管されます。これらの事業所を除くと、事務の移管に伴い230人の職員が局から総合区へ移管されることとなります。

このように大阪市トータルの職員数を増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内で組織体制が整備できる見込みとなっています。

ページ中程から下の参考については、表の上段、「①総合区役所」には総合区役所とその中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を各部門ごとに整理し、主な事務内容とともに記載しています。

例えば総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、右側の総合区政会議や総合区の政策企画、地域まちづくり等の事務を担い、1区当たりの平均で74人の職員の配置を予定しています。また、表の下段、「②地域自治区事務所」には、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務内容を同じように示しています。

以上、ここまで17ページから18ページにわたって、総合区の組織体制について説明しました。

続いて、19ページをお開きください。

「9 総合区の予算の仕組み」について説明いたします。

地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメント、言い換えれば公金を管理する仕組みとしてまいります。

まず、総合区長の自律性の強化の観点から、①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と、②予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、③総合区予算を見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしています。少し言い方を変えますと、局から仕事が区に移ってくるため、それに合わせて予算を拡大し、拡大された予算についてはしっかり管理していくという意味です。より具体的に説明いたします。

まず、「①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実」について、先に20ページの上のイメージ図をごらんください。

総合区長が直接マネジメントできる財源がどのように充実されるのかを示したもので、平成28年度当初予算の金額で試算しています。左側の現在の24区では、区長が関与できる予算として、直接マネジメントできる区予算、濃いグレーのところですが、約82億円に加え、各局で予算計上し、区長がCM、シティ・マネジャーとして間接的に関与できる区CM予算が約159億円あります。

これに対し右側の総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増え、また、局から区に予算を配り、総合区長のマネジメントで執行する総合

区執行予算についても約58億円を見込んでいます。

なお、このイメージ図において、左と右それぞれの金額を合計しても同額になりませんが、これは大阪市全体の予算の中で区に関する部分を切り取って記載していることにより、大阪市全体の予算の中で区に関する予算の占める割合が総合区設置後は増えることをあらわしています。

恐れ入りますが、もう一度、19ページに戻っていただき、中程、上から三つ目の枠のところ、①をごらんください。

今ごらんいただいたように、総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に総合区長の判断で選択と集中による事業の再構築が可能になると考えています。

また、インセンティブ制度、これは現在、区が土地売却や広告収入など、独自の努力により獲得した財源は、区の支出に使える制度を設けているんですが、総合区になっても同様にインセンティブ制度を活用して確保した歳入は、区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスの実現が期待されます。

20ページ中程の「②総合区長の予算意見具申権の充実」のところをごらんください。

現状では、法制度上、全ての行政区長が予算編成に直接意見を言える仕組みになっていないのに対して、総合区制度では、法律上定められた仕組みとして予算意見具申権というのがあります。これは市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民の皆さんにより近いところで住民ニーズをより把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものであって、総合区長が市長、副市長と意見を交換する仕組みを整備します。また、各局が所管する仕事のうちで、住民の皆さんに密接にかかわるものも意見具申の対象とします。

具体的な仕組みとしては、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに市長、副市長と幅広く意見を交換する場、（仮称）サマーレビュー、直訳すると夏の評価になりますが、夏場に事業を検証するといったこういうサマーレビューというのを設定することをはじめ、戦略会議など方針策定の場合も総合区長が直接参加するようにしてまいります。さらに予算編成段階においても直接説明する場などを設定いたします。

下の段の「③予算の「見える化」をさらに充実」では、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ね、予算の一層の見える化を推進していくことを示しています。

こうした取り組みを通じ、地域の皆さんのご理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につなげてまいりたいと考えています。

ここまで、19ページから20ページでは、総合区における予算の仕組みについて説明いたしました。

繰り返しになりますが、局から仕事が区に移ることに伴って、予算も総合区にしっかり整えていくということです。

それでは、21ページをお開きください。

「10 総合区の財産管理」について説明いたします。

財産の管理権限については、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管します。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は引き続き市長に残ることとなります。総合区長が管理する主な施設の表をごらんください。

現在の財産に係る管理権限については、表の左端に縦書きで「局長が管理」、「現区長」という区分の記載がありますように、表の点線から上の部分は局長、下の部分は現在の区長が管理する施設として例示しています。ごらんいただいております通り、現在、区内の多くの施設は各局長が管理していますが、総合区設置後は表の右端に矢印で「総合区長が管理」と記載しているように、濃いグレーの網掛けで示している施設は、総合区長が管理することとなります。子ども、福祉をはじめ各分野において住民の皆さんに身近な施設は総合区長が管理することになります。

表の下をごらんください。

矢印に効果と示していますが、住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することにより、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕あるいは市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能になるのではないかと考えています。

その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく際の施設管理のイメージを参考事例として記載しています。

以上が総合区の財産管理についての説明です。

次に、「11 総合区設置に伴うコスト」、費用について説明いたします。

コストについては、本素案作成時点の前提条件に基づき、総合区の設置に伴い、一時的な経費として発生するイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが年間約0.9億円、約9,000万円と試算しています。

具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費や事務の移管に伴い発生する市が保有する各種システムの改修経費、その他区名の変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などを想定しています。

以上がコストについての説明です。

次に、22ページをごらんください。

総合区設置の日について説明いたします。

総合区設置の日については、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ、事務執行体制の構築が整った後であることを前提として検討し、矢印の下、総合区設置決定から約2年後を目途といたします。

以上が総合区の設置の日についての考え方です。

その下の表は、参考資料として、大阪市と人口100万人以上の政令指定都市の1区当たりの人口を比較したものと、大阪市内の各行政区の人口と面積を表としてまとめたものです。後程ご確認ください。

次の23ページからは、8 総合区ごとの人口、面積、市民利用施設といった概要や産業などの特徴をそれぞれ示しています。本日お伺いしています天王寺区については、28ページをごらんください。

阿倍野区、生野区と合区した後の第六区の概要をまとめています。例えば平成27年の人

口は31万3,522人であり、平成47年の将来推計人口は29万8,407人と見込んでいます。第六区の特徴としては、その右の欄にまとめています。

日本で最も高層の商業ビルであるあべのハルカスをはじめ、天王寺公園、コリアタウンなどの集客施設が多い一方で、区内の住宅地の割合が高い商業・住宅エリアです。聖徳太子建立の四天王寺などの歴史的建造物を有するとともに、数多くの学校が立地する市内屈指の文教地区であること、民間活力により整備された天王寺公園エントランスエリアやナイトZOOなど、新たな魅力づくりが進む天王寺動物園など、天王寺・阿倍野地区では、都市魅力の向上の取り組みが進んでいることなどの特徴を記載しています。

以上、総合区、第六区についての概要の説明です。

長くなりましたが、私からの説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

（司会）

以上で説明の方は終了いたしました。

それでは、質疑に入ります前に、ご留意いただきたい事項が5点程ございますので、お聞きください。

一つ目でございますが、ご質問等に関しては、冒頭もお願いしましたが、総合区素案に関する説明に対するご質問の方をお願いします。総合区制度や素案と関係ないもの、政治的なご主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらの方で判断させていただいた場合、その時点で打ち切らせていただく場合もございますのでご了承願います。

二つ目でございますが、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私の方で指名させていただきます。お座席まで担当がマイクをお持ちいたします。インターネット中継をお聞きされている方もいらっしゃいますので、必ずマイクを通してご発言くださいますようお願いいたします。

三つ目でございますが、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思っておりますので、質問は発言機会1回につきお一つで、簡潔にご発言くださいますようご協力お願いいたします。また、司会者から、私の方からの依頼がございましたら、マイクをお返しいただきますようご協力の方もお願いします。

四つ目ですが、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはやじ等、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

最後でございますが、質問の際に特にお名前を頂戴する必要はございません。冒頭申し上げましたが、説明会の様子をインターネット中継しておりますので、その点をご留意いただければと存じます。

これよりお時間の許す限り、皆様方からご質問をお受けしたいと存じます。

それでは、ご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。

そしたら、真ん中のブロックの後ろから3番目の方ですかね、マイクをお持ちします。はい、マイクをお持ちします。

（市民）

恐れ入りますけれども、総合区にしても、特別区にしても合区ということをお考えなん

ですけれども、東京23区は駄目、市に戻してほしいと東京の人は言っています。合区よりも新幹線の整備といった大阪の地盤を固めることを考えられてはいかがなのでしょうか。

それともう一つ、大阪の人が間違えているのは、合区をすれば景気がよくなると思っ
ているんです。これをどうにかしてあげる必要があるのではないのでしょうか。

以上です。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

合区のことと理解してお答えさせていただきます。

なぜ今回、総合区の素案、合区という形で示しているかにつきましては、資料の6ページのところでご説明させていただいたんですが、理想といいますか、今、局でやっている仕事を全部の区、24区のままでやればそれぞれの区が今の局と同じぐらいの権限で仕事ができるということになるんですけれども、説明させていただいたように、そうなると職員の数がものすごく増えることが見込まれます。職員の数が増えれば人件費も増えますし、庁舎の面積もそれを確保しなければならないので、賃料であつたりとか、新しく庁舎を建てなければならないといった費用がものすごくかかってきます。

今、現時点で大阪市は財政が非常に厳しいですし、職員もどんどん増やしていいという状況ではとてもございませんので、今回、我々、総合区として区役所に権限を渡して組織体制を整えていくという意味においては、やはり効果的に行政体制をつくっていかねばならないということで、8区ということでの合区した案で素案を示しています。

(司会)

ほかにご質問のある方。そしたら、右ブロックの後列のチェック側の、はい。

(市民)

二つ質問があるんですけれども、各区の歴史に基づいて合区にしましたというのがあるんですが、これはちょっとおかしいなと思ったのが、阿倍野区は住吉区から分区しているんですよ。これを歴史的に見ましたと言われてもどういうことなんですかというのが僕には正直に思うんですけれども、総合区になったら区変わっていますよね。それで歴史見たと言われてもイメージつかないんですけれども。

あとそれから、これは細かい指摘で申し訳ないなんですけれども、26ページの特徴の部分なんですけど、第四区の中には鶴橋は入らないはずなんですけど、鶴橋という言葉が入っているのは、これは誤植ではないのでしょうか。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

すみません、まず、分区、合区の歴史的経過から見て、天王寺区さんの場合、阿倍野区と、阿倍野区はもともと住吉区から分区したんじゃないかというご指摘かと思います。それは仰る通りでございまして、この天王寺区さん、今回、生野区と阿倍野区と合区という一つの案にしていますけれども、ここについては過去の分区という部分では確かに一致していない部分ではあります。

ただ五つの条件の中でお示した鉄道網の接続や商業集積という部分について、やはり

阿倍野・天王寺ターミナルというのは大阪の中でもキタ・ミナミに次いで非常に大きな商業集積地ターミナルであるといった部分を考慮しています。

天王寺区さんについては、本当に仰る通り阿倍野区と生野区、合区した部分はないんですけれども、実はほかの区でいいますと、例えば第三区の福島区と此花区はもともと一緒であったとか、北区と都島区はもともと一緒の区だったとかいう部分を全てが全部網羅できてはいないんですけれども、極力そういう部分を考慮して組み合わせとしてお示しさせていただきます分です。

（司会）

もう一点は、鶴橋のところですかね。誤植ではないかというところですね。

一応、鶴橋のところなんかにつきましても、鶴橋というところ、ピンポイントというところではなくて、多分仰っているのが東成とかも入っているんじゃないとか、ほかの区も入っているんじゃないかということだと思うんですけれども、そのエリアを一体的と考えてそこに記載させているところでございます。

ほかにご質問、そしたら、左のブロックの後列の今、手を挙げられている方。すみません、まずは一番端の通路側の方ですかね。

（市民）

〇〇といいます。まず、総合区の提案理由の中で、課題解決のために制度面からこれを推進したいということで、説明も賛否はともかくも、ある程度の内容は理解できたというふうに思っているんですけれども、しかし、その課題解決のためには、制度面から変えても根本的な解決にはならないというふうに私は思うんですね。

例えば税収の増収の面から考えて、子育てとか保育所を充実すると、そうすれば働く女性が増えると、そうすれば所得税、住民税も増えていくということで活性化するというのは分かるんですけれども、現在の東京一極集中というのは、国の行政中枢だけでなく、大企業の本社がほとんど東京になっている訳ですね。

それから高齢者問題で言えば、これは日本の自治体が抱えている問題ですよ。それがこの制度面だけの変え方で解決できるのか、その辺の説明をお願いします。

（井上副首都推進局理事）

資料の4ページに、今回、一つの大きなテーマとして副首都大阪の実現というのを掲げておりまして、そこでは大体三つぐらいの大きな視点を持っていまして、一つは機能面ということで、副首都にふさわしい大阪が都市インフラを含めてそういう機能を高めていこうということ、そして副首都をめざすに当たって、やはり大都市として必要な制度について改革が要るだろうということで制度面の改革ということ、それと経済面ということで、2025年の万博をめざしますけれども、そういう経済成長面を含めてさまざまな取り組みを進めていこうということで副首都ビジョンというものをまとめまして、中長期的な取り組みの方向性を示しております。

こういう副首都をめざすということについて、今の社会経済情勢として、仰られるように東京一極集中は少子高齢化あるいは、超高齢社会が全国的に進んでいますけれども、特

に大阪はそのあたりが非常に急激に進むというふうなことが課題として認識されておりまして、そういう中で副首都をめざしていくに当たって、今まででしたら例えば税収が上がっていく、歳入も右肩上がりに上がっていくというふうな社会では、なかなかその大都市改革ということも必要なかったかもしれませんが、今のように歳入も伸びない、非常に課題としては少子高齢化が進むという中では、やはりそういう社会経済情勢に見合った行政制度につくり変えていく必要があるというのが市長の基本的な課題認識ですので、それに沿った形で今、制度として可能な総合区、それから特別区について検討を進めていると、今はそういう状況です。

これから大阪を成長させていくというために必要な制度改革として我々は案の作成について今作業をしていると、そういうところでございます。

(司会)

ほかにご質問、おられる方。そしたら、右のブロックの後列の。

(市民)

今お話を聞きまして、私もよく理解していないところがありますので、その点を教えてもらいたいと思っているんですが、先程市長は抜いて構成するというお話もありましたように、市長を入れるんだという話もあったように思う、どちらにするのか、2案があるように聞いたんですけれども、もし市長を抜くとすると知事の下が総合区長ということになるんですかね。それで市長を入れると知事、市長、総合区長、まだ下に今の区長があるのかどうか知りませんが、そういう形になるのかどうかということをひとつ分かりにくいので教えてほしいのと、それから、そうした人数を決める場合に、選任の方法というのはどうして決めるんかということも教えておいてほしいんですが。

(司会)

分かりました。まず構造上、まず大阪府知事と市長と総合区長なりがどういう形、横の並列なのか、縦の列なのか、そういうことが1点と、もう一点の方が総合区長の選任方法についてどうなるんだということ、この2点でございますね。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

総合区の場合は、大阪市という政令指定都市が残りますので、今申し上げたように知事がおられて、その下というか、市長がいて、市長の配下には総合区長が8人いるという構造になります。

総合区長の選任の仕方なんですけれども、これは議会で議決を得て選任されることになりますので、市長があらかじめ議会に対してこの人を総合区長にしたいんだという形で議案を上げます。その議案を議会で審議して、この人でよいというのであれば賛成多数、多数決で選任されることになります。

(司会)

ほかに。そしたら、左のブロックのオレンジの服を着られている方ですね。前から5列

目の方ですか。

（市民）

11ページ（正しくは21ページ）に、11番のところに総合区設置に伴うコストというのがありますが、イニシャルとランニングがそれぞれあるんですけれども、新聞やネットで出てくる数字と大分違うので、きょうご提示いただいたやつが今の当局の案と考えていい訳ですね。

それで、これはコストしか書いていないんですけれども、何か新しいことを、事業にしても何かやろうと思ったら、プラスの経済効果、コストじゃなくて、当然どこかでコストダウンしてその分がマイナスコストというんですか、あるいは場合によったら収入が発生するのかもしれませんが、そういうものがなければこれをやるのがさらに大阪市の財政を悪化させることになりますよね。その辺の考えですね。いつ、何年になったらプラスマイナスゼロ、このコストを全部吸収してさらに経済的なプラス効果がいつごろから出るのか、その辺についてご説明をお願いします。

（福岡副首都推進局制度企画担当部長）

今仰られたコストの数字が違うんじゃないかというご指摘なんですけれども、恐らく新聞でござんになったと仰るのは特別区の設置に伴うコストで、多分300億から最大700億というような数字を見られて、今回お示ししている62億と違うのではないかということかと存じます。これはあくまで総合区の設置に伴うコストとしての62億7,000万、一番最初設置する時に必要なイニシャルコストとして62億7,000万円が必要であると。

ランニングコストについては、今もちろん当然大阪市を運営するに当たってのランニングコストというのは当然かかっていますが、総合区にして今申し上げた、これまでもる説明申し上げたような権限を総合区に移して、身近なところで決めていくということに要する経費として年間9,000万ずつ、これが毎年、今よりもかかりますよということでして、これを何年かで回収するとか、そういったことではありません。

（司会）

ほかに、そしたら、真ん中のブロックの後ろから5人目の方ですかね。もう一度手を挙げていただけますか、眼鏡をかけて。はい、その方です。

（市民）

2点お尋ねしたいと思います。

1点目は、現在の小選挙区制度とこの合区によって選挙区が変わる区が出る訳ですね。この点についてはどのような問題点なり、どのようなまた整合性ということを考えられているのかというのが1点。

それから、大変資料がよくできておりまして、私はこの資料を読めば、今の説明を聞けば聞く程現下の24区の区長をはじめとして、各職員がしっかりと頑張って立派な行政をされているというふうに思っています。そうした中でこの説明書にもありますように、今回のこの総合区というのは、特別区に対する対案だというふうに思う訳ですね。

その場合に、府知事、市長、そして各議会、議員がいる訳ですけれども、このことが総合区にすることによって大変意味がある、よりベターな行政ができるんだという何かそういうメリットの面をお聞かせいただきたいと思います。よろしく。

（榎下副首都推進局制度企画担当課長）

まず、第1点目の衆議院の小選挙区の話ですけれども、衆議院の小選挙区については、一票の格差とかの問題もありまして、全国的に人口規模に応じて選挙区の区割りがなされています。

したがって、国の方で公職選挙法が改正されない限りは、総合区、行政区の区域が変わっても従来の選挙区の区域で選挙が行われます。天王寺区ですと今、衆議院第1区になっていると思いますので、総合区に変わっても衆議院の選挙区は今の1区のエリアで行われるということになります。

（井上副首都推進局理事）

総合区を実施することによる効果といいますか、メリットといいますか、今、大阪市は政令指定都市ということで、いわゆる通常の基礎自治体として住民サービスを身近に行うというサービスと、それといわゆる広域行政ということで都市のインフラ、高速道路とか、鉄道とか、そういう大阪府域全体にかかわるようなあるいは関西にかかわるような広い広域的な行政と二つの役割を今担っております。

総合区という制度が移行すれば、今回の一つのメリットとしては、新たに選ばれる総合区長という方が組織も、それから予算もある程度持って、住民の皆さんに近いところでスピーディーに責任を持って身近なサービスを展開していくことができるという点が1点です。

それと、今、市長は270万人、80万人の市民の方に対するいろいろサービスをやっているんですけれども、住民の皆さんに近いところのサービスは総合区長の方に権限を持っていくと。大阪市長の方は、先程言いました大阪府と一緒にやっている広域行政、これについてもっと力を割いて、広域行政として大阪をもっと活力あるあるいは成長させるというような取り組みを迅速かつ強力に展開できますので、そういう役割分担を見据えて、こういう制度というものは効果を発揮するというふうに考えております。

（司会）

ほかに、そしたら、右のブロックの方の、はい。

（市民）

2点程お尋ねしたい点があります。

まず、8ページ一番下の区の名称というところなんです、合区された後の区の名前ですね。これは住民等の意見を踏まえて条例で定めるとあるんですが、何区という名前になるかというのは、私たち市民が自分の住んでいる土地に愛着を持った名前これから子どもたち、孫、またひ孫、また何十年もそれを使っていく土地の名前、住所の名前につながってくる訳ですから、住民に親しみやすい愛着の持てる名前にしていただきたいと思っ

ているんですが、以前の大阪都構想の時でしたら、大阪市役所は東西南北、中央の名前を市役所の方で決めてしまって、これでいいかどうかというような投票にかけられたと思うんですね。今回、またそれと同じような形で決められたら、みんなが愛着が持てないと思いますので、この住民等の意見を踏まえてという部分がどのような形で市民の意見を反映させられるというような筋書きを考えておられるのか。

極端な話、じゃ、婦人会長さんと老人会長さんに聞きましたで済んじゃったら全然みんなの意見ということにならない訳で、それをどうやって集約していくのかなというところの道筋というものをお聞きしたいなというのが1点。

もう一つは、消費者行政なんですけれども、現在、大阪市の消費者相談センターというのは南港なんですよね。例えば東淀川であるとか、平野とかであれば非常に不便な遠いところになっているんですけれども、これは以前からも身近な区役所で消費者行政については応じてほしいというような要望がずっと上がっていたかと思うんですね。現在、還付金詐欺であるとか、いろいろ問題のあるような商法もあって、消費者行政の相談というのは非常に身近な課題であるかと思うんですよ。これが大阪市全体、南港一つというんじゃないくて、身近な区役所でそういう相談窓口を設けてほしいということを今回、せめて総合区になれば各総合区でしていただけるのかなみたいな期待を持っていた訳なんですけど、その消費者行政についてはどこにも載っていないので、これについての考え方をお聞きしたいと思います。

以上です。

（福岡副首都推進局制度企画担当部長）

まず、区の名称についてですが、総合区を設置するというのが正式に決まった後、住民の皆さんの意見を踏まえてということで、具体的に現時点でこの手段でというのは決めていませんが、一般的に例えば政令指定都市が設置される際に区の名前を決める時には、住民の皆さんから公募でお名前を募って、その中で1番、2番、数の多い区の名前を採用するといったパターンが非常にオーソドックスなパターンとしてあります。現時点でこれに決めている訳ではありませんけれども、住民の皆さんの意見を踏まえてという手順でいうと、公募してアンケートとか投票といったことで決めていくのが一つの手順かなというふうには考えております。

消費者行政についてなんですけれども、実は今回、パンフレットには示しておりませんでして、8月10日に大阪市として今回、総合区の素案ということでかなりのボリュームのものを今、大阪市のホームページにも載せておるんですけれども、そこには消費者センターの業務については、すみません、これは総合区ではなく局ということで、引き続き局の仕事として残すという形で整理しています。

内容が非常に近年、専門的行動、多様化しているといった部分もあって、なかなか各区ごとにいつも常駐で組織を持っていうところもなかなか難しいのかなというふうなところで、今、総合区の素案という形では、消費者センターは局1カ所という形で整理しています。

（司会）

すみません、ほかにご質問の方。そしたらすみません、左のブロックの後ろから2番目の方ですかね、今、手を挙げられている方。もう一度手を挙げて、はい。

(市民)

いろいろ説明は説明として聞いているんですけども、実際に果たしてこういうものは費用対効果、これがどれだけそういうことで、これを読んでいるだけで実際にこのままちゃんといけるのかなとか、あるいはきょう現在、何しても今の制度においても経費削減するとかいろんなこと、いろんなすることもあるし、実際にこれを聞いていて、前からちょっと聞いているんですが、私も頭悪いので言うていることは一々よく分からないんですけども、実際にこういうことがもし、大分以前からこういう話は大阪では上がっている訳なんですけれども、それでこれはええなということであれば政令都市なんかほかでもこういうものが上がってええん違うかなと私は思っているんですよね。

だから物事というのはどなたがどうしてこういうようなものをつくってきたとかというようなものは、なかなか今の世の中信じられん部分があるので、ただこれやったらこうやったらこないなりますよ言うたかて先のことやから、はっきりしたことがなかなか我々に伝わってこないんですよ、本当に。だからこういう点について、最初、府と市が府市合わせやとか何とかそういうことで盛り上がっておって、これはちょっと余談になりますけれども、府立病院ですか、あれと向こうとどうのこうの。あれ全然ね、府立病院は今建築してそのまま、府立病院の方は今建築していますけれども、向こうから来たもの、今度は向こう側はどないするんやというようなことで、だから物事をもうちょっとよく考えてやっていただかないと最終的に困るのは我々住民ですからね。そういう点でこのまま行っていんかなという気がするんですよね。

ですから、その前にどれだけいろんなことを調べたとか、例えば東京と大阪と、それはもう東京の方が人口も多いし、それで23区でやっている訳ですわね。だから要するにそれで東京の方は実際どうかとかいうようなことを、そういうことまで調べたんかどうか。

それから政令都市で例えば横浜なんか、女性の市長さん、待機児童ゼロにしているし、だからいろんなところのええところをどこがどうなっているかということを調べたんかどうか、それによって、だからこういうことが、それを踏まえた、いろんなことを調べた結果、こういうように総合都市は、こういう総合区はいろいろ今言われているようなことを、そういう結果としてこうした方がいいんだというようなことが我々には分からん訳ですよ、はっきり言って。それで何年かたって、ああ、あかんかったというようなことというのは一番困るのは住民なんですよ。

(司会)

ちょっとまとめていただくと、今回、なかなか分かりにくいような説明もまことに申し訳ございませんでしたけれども、まず、ほかの他府県、いろんな諸事情がある中で同じような政令市であるとか、東京であるとか、そういうところをきっちり調べたのかどうかというところですよ。最終的にもし間違っていたと、駄目だったということになれば、市民の方にそこは迷惑がかかるのでそこをきっちり徹底して調べたのかというところのご質問と理解させてもうてよろしいですか。

(井上副首都推進局理事)

今回は大阪にとって大阪にふさわしい大都市制度の改革ということでいろいろ検討をこれまでずっと進めてまいりました。今、具体的に横浜という話も出ましたが、例えば大阪はもともと大阪という大阪府域の中心に大阪市というのがあって、明治のころからずっと大阪市を中心に発展をしてきて、大大阪と言われた時代がありますけれども、大阪市が発展してその発展の結果としてそれがだんだん府域に広がっていった、今は大阪府域全体が都市圏に近い形で発展してきているというふうな経過があります。

一方、神奈川県の方は、横浜というのは神奈川県の東の端の方であって、どちらかというと東京圏の方に近い形であって、歴史的な経過といいますか、発展の経過も違うようなことがあります。やはり大阪はそういう意味では大阪市が中心になって発展をしてきて、大阪市以外のいわゆる衛星市、市町村も大阪の発展も受けながら全体として発展してきたという中で、今は大阪市と、それでほかの市町村にかかわってくる大阪府といわゆる二重行政というふうに言うていますが、それぞれが大阪府と大阪市がいろんな取り組みをやってきて、それが非常に非効率になっているという面もありますので、我々としては限られた財源をいかに最適にサービスに展開していくかという点から、そういう無駄を省くということで、それは大阪特有の課題というふうに認識をされておりますので、そういう形で今回、大都市制度改革ということで、今、実現可能な二つの制度について検討を進めているというふうな、そういう経過かというふうに考えております。

(司会)

ほかに、そしたら、真ん中のブロック。ちょっと待ってくださいね、真ん中のブロックの後ろから3番目の方ですかね。真ん中のブロックの後ろから、はい。もう一度手を挙げていただけますか。はい、その方です。

(市民)

個々の問題についての質問よりも、この総合区制の素案ですか、この案は特別区の場合もあって、行く行くは非常に懸念されるんですが、大阪都構想につながるものですか。これは、総合区制というのはそういうことと言えば一つの一里塚、都構想への一里塚ということになると思うんですが、もしそうだとすれば一昨年でしたかね、住民投票で大阪都構想については既に住民の意思が決まっているんですよね、反対の住民投票が示されて。それをもしそういうことであるとすれば、よく、さらに大阪都構想だということも言われていますし、あるいは道州制の問題なんかも言われています。大阪都構想については決して諦めないんだとかいうふうなことも言われたこともありますから、非常に懸念する訳です。

仮に総合区制が実現したとしても、政令指定都市ではなくなるということじゃないというふうなことを仰るけれども、行く行くは都構想への一里塚ということになれば、これはもう決してこの案については賛成できないと思うんですが、いかがですか。

(井上副首都推進局理事)

今仰られたこれまでの経過からいいますと、前回の特別区にかかわる住民投票で特別区については否決をされたということがあります。その後の市長、知事の選挙において、知事、市長が再度チャレンジしたいということで当選されて、現在新たな大都市制度ということで検討を進めているというふうな経過があります。

ただ一方、議会の方からは政令市である大阪市を残して特別区（正しくは総合区）という制度についても考えるべきだというふうなご意見もいただいて、そういうこともあって今、法制度上検討可能な総合区と特別区、二つについて我々の方で今検討を進めているというふうな経過があります。

ですので、今、知事、市長が言っておりますのは、総合区の制度案をまとめていく、特別区については今、大都市制度特別区設置の協議会というところで今、特別区の案をつくっているところですので、いずれ総合区の案を取りまとめる。そして特別区の案についても手続を経て取りまとめられれば、二つの案についてどちらを選ぶのか、住民の皆さんのご意見を聞いてどちらを選択するのかを決めていくというのが今の大きな流れになっております。

（司会）

そしたら、左のブロックの前から2番目の方、お願いします。

（市民）

今のお話でいきますと、総合区と特別区、別物であって、それぞれ検討された後、どちらを選択するのかという流れだというふうに今認識したんですけれども、そうなるこの総合区の今いただいている素案でいいますと、確かに住民サービスという面でケアされているものにはなと思いますが、もともとの大きな課題として書かれている経済発展ですとか、人口減少に対する対策というのは、この素案の中だけだととてもカバーできるもの、発展するものではないように思われますので、総合区の案にしても、この先経済発展を見越したものが、続きがあるんじゃないかというふうに考えられるんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

（井上副首都推進局理事）

資料の6ページに大阪市の総合区制度ということで、住民自治の拡充という点と、それと二重行政の解消という二つの大きな点について対応する方向性なんかを書いております。やはり総合区といいますのは、政令市、大阪市を残した政令市の中の都市内分権というふうな制度ですので、住民自治の拡充についてかなり大きくこの資料でもページを割いてご説明しております。

ただ一方、二重行政の解消につきましても、先程言いました経済成長とかあるいは大阪をもっと成長させる施策の展開をしていくということについては、政令市が残りますので政令市のトップである大阪市長と広域行政を担っている大阪府知事、この両者がここに書いておりますような府市連携・一元化に向けて指定都市都道府県調整会議で協議・調整をしてやっていくということで、こういう会議の場を通じてきっちりと連携をやっていくと。

今の吉村市長、松井知事もこの調整会議というのに基づいてお互いの施策を一致させて、

例えば万博とかあるいは今度、G20の誘致とかそういう大きな施策について同じ方向を向いてやっていくということをやっておりますので、基本的に特別区という大阪市をなくすという制度であれば、制度的に広域行政が一元化されますけれども、総合区については今ある会議等々を通じて施策を一本化して、広域行政については2者が連携をして迅速・スピーディーにやっていくというふうなことで今対応すること、そういう制度になっております。

(司会)

そしたら、右のブロックの前から2番目の方。マイクをお持ちします。

(市民)

8区になると経済効果がものすごくよくなって、大阪はもう未来永劫に栄えるみたいに言っているんですけども、昔から東京と比べる場合、東京には皇居があって、国会があって、各省庁があって、それに伴って各企業の本社機能をどんどんどんどん東京に集約するというのが根本的に東京と大阪とどんどんどんどん経済格差が広がってきた理由なんですわ、本来は。それと8区にやって果たして経済効果がよくなんのんかというのもどう思っているのかなと、あと今度、リニアモーターカーが京都を通らないで名古屋からずっと奈良を通して新大阪に行く言うてはんねんけれども、あれも大阪市も何も黙って指をくわえて見て何も言えへんねんけれども、それこそ奈良まで行ってんねやったら大阪の中心である天王寺や難波に駅つくったらどうやとかそういう提案も何もなく、新大阪にまたリニア、一番北の市内にも、北の方にまた駅つくるんかみたいな感じで、そういう経済効果も本来本当にどこまで考えてはんのかなと思うんやけどね。

まず、一番大事なのは、東京はもう一回言いますけれども、皇居があって、国会があって、各省庁があって、それに伴って本社機能も東京に集まっているんですわ。その辺、副首都か何かにするんやったら、半分まではいかんけれども、3分の1ぐらい大阪に持ってきますぐらいに言わんと、そんなん都構想にしてもそうですわ。4区にして、4区にしてやったら何やねんという話なんですわ。各省庁はみんな東京にまだ集まったままで、東京一極集中やいうて言うてんねんけれども、そこを根本的に何も言わんと合区やったらええとか、4区にして大阪市をなくした方がええとか、根本的に大阪と東京の差はさっきから何回も言うんやけれども、皇居があって、国会があって、各省庁があって、それに伴って本社が東京にみんな一極集中やっているから、東京と大阪の本来の経済格差というのができている訳ですわ。それを言って今の質問に回答できますか、ここの。

(司会)

なかなか今のご意見のところの部分もあると思うんですけども、確かに仰る通り、合区をすることによって、8総合区にすることによって即経済効果云々じゃなくて、先程言いましたけれども、総合区制度になった時に、例えば経済発展とか、経済を成長させるというのは広域的な行政ですので、広域行政を一元化していこうと。制度的にするのが特別区で、総合区は先程理事の方がお話ししましたけれども、連絡調整会議、いわゆる会議等の場で一本化していこうと。その一本化する中で、確かに皇居の話とかもあると思う

んですけれども、例えば成長戦略、都市インフラなんかで言えば、都市インフラを一本化して決めていこうと。都市機能を強化することによって経済効果とか、そういうことも上げていこうというのが考え方でございます。即それに対する今、お客様が仰ったことに即回答にはなっていないかも知れないんですけれども。

（市民）

回答なってへんて、それを思いながらやってくれたら。

（司会）

ありがとうございます。

そしたら、左のブロックの一番後ろの方ですかね。マイクをお持ちします。座っていたいで結構ですよ。

（市民）

まことに本音を言いますよ。これは諸悪の根源は橋下元市長が失敗したことなんです。まず道州制を言い始めたんですよ。それからこれは無理やなと思うて、今度は経済のことを言い出したんですよ、すごく発展するよ言うて。けども発展しないんですよ、そんなには、さっきから皆さん仰っているようにね。それで、きょうは何で吉村さんが出てこないかなと思ってものすごいがっかりしているんですが、結果的にはやっぱり経済の発展ということを取り下げたんじゃないですかね。

それで今、本音ですが、この説明書はものすごい分かりやすいんですよ。いかに総合区や特別区が無駄なことかいうことはよう分かっているんです。それを解いているんですが、なぜか橋下さんとか、吉村さんをものすごいそんたくされていませんか。局長さん、ものすごいそんたくしてこれを無理につくられていると思います。

それじゃ、まず言いますよ、まず。

（司会）

すみません、具体的にそしたらご質問なりをしてください。我々、別に橋下前市長云々じゃなくて、市行政としてお示しさせていただいている訳ですので、具体的にここがおかしいというところがあれば。

（市民）

今から言います。今からなんです、区役所が今、市役所に対して意見調整をしているんですよ。この調整と今度、総合区の区長と特別職である市長及び副区長ですか、これの意見調整はやっぱりせなあかんでしょう。これ書いていますよね、意見調整するいうて。ということは、今までどおり、今と全然変わらないんですよ。とにかく大阪市が全部権限を握っているということなんです。たとえ特別区長さんが選挙で選ばれても、やはり大阪市と調整するんじゃないですか。そして副区長さんがにらみをきかせて反対したら、結果的にはより今と全然変わらないですね。何ぼ特別区役所の特別区長さんが文句を言っても、大阪市と副で反対したりしたら何にもならないでしょう。だから調整いうのは、どこまで

行っても調整なので。

(司会)

多分特別区、今、総合区の総合区長のお話ですよね。

(市民)

総合区で今度、そやねんけど、本音はあれでしょう、特別区にしたいんじゃないですかね。

(司会)

すみません、お時間もそろそろ差し迫ってきましたのでまとめていただければと思います。

(市民)

そうですね。それじゃまとめに言いますと、結果的には意見調整はどこまで行ってもせないかんと思うんですよ。ところができたら今の現状のままで区役所の意見調整は取り下げたらいいいと思います。そして直接大阪市の方に意見を述べていくということです。その時にものすごい人数がたくさん増加するとか仰っているんですが、それでしたらどれだけ身近なサービスをするためには人数がたくさん要るんですか。現状のままでは何とか頑張っってやっていけないんでしょうか。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

総合区になっても調整は残るんじゃないかということですが、それは確かに仰る通りです。ただこれまで例えば、イメージのところで11ページとか12ページのところ、非常に細かい、例えば街路樹をちょっと剪定してくれへんかみたいな話から、ほかのもっと細かい話まで、これまで区の権限でなかった部分で局に調整していた部分が、今度は区の権限に移りますと区の中でそれは局と調整することなく、局が判断して実施ができるということを今回、るるご説明させていただいたつもりです。

ただ予算のところでも申し上げましたように、市長と副市長が最終的には予算の編成権を持っていますので、そこに対して住民の皆さんのニーズを一番よく把握している区長さんがこういうふうになんかニーズが高まっているよとか、だからこういうふうになんか予算を配分してくれというのは、当然それは組織の中でお金や組織をどういうふうになんか運営していくんだ、最適化していくんだという中では、仕事としては調整というのは必ず残ってきます。

それからすみません。24区のままの組織体制というようなお話やったかと思うんですけども、これも昨年、私ども意見募集説明会で総合区の概案ということで、5区、8区、11区、それぞれ一般市並みとか、中核市並みという権限で仕事を渡したらどれぐらいの体制になるのかというようなことも24区で説明させていただきました。

そこで言いますと、例えば当時、今回お示ししている総合区の素案は一般市並みなんですけれども、一般市並みで11区とした場合、今これは8区ですけれども、11区の場合で大体200人ぐらい増えるといった試算をお示ししておりました。ですので、これは厳密に緻

密に計算した訳ではございません。24区の場合はその流れ、トレンドでいうともっと増える、もっと倍以上の規模で増えるのではないかとこのところは容易に予想されるところです。

職員数がそれだけ数百人規模で増えるということは、繰り返しになりますが、庁舎もそれだけ用意しなければなりませんし、その分の賃料であったり、建設コストがかかってくるということになります。

(司会)

申し訳ありませんが、時間が参りましたのでとお一人で最後にしたいと思いますので、挙手の方をお願いします。

そしたら、左のブロックの前から3番目の方。

(市民)

ありがとうございます。

住民にとって住所が変わるということは本当に大変なことで、そんな上に大阪市民260万の人たちの住所が一気に変わるということと、大阪は特に高齢化の進行が先程も早いと先程も説明があったんですけれども、高齢化の私たちにとって住所が変わって体制が変わるということは大混乱を招いていくと思うんです。

私、病院の新築に関係していた時に働いた時にも、新築移転をして業務をかわった時に、職員や患者さんの流れがスムーズにいくまでに5年近くかかりました。ですからこの全市民が住所が変わって、職員の1万6,000人の人たちが担当部署が変わっていくということは、幾ら住民のサービスを向上すると言われてもなかなか日常の業務にスムーズにいくまでに5年、10年とかかるのではないかと私は思っております。そのあたりでどのぐらいの年月でスムーズな業務に変わっていけるのか知りたいと思います。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

まず、総合区の設置に要する期間の部分でいいますと、これは資料でいうと22ページのところなんですけれども、仰るように住民サービスに支障が出ないこと、それから住民の皆さんに十分に周知させていただく期間を保つこと、それから役所の中でも住所が変わるといったことになると、いろんな200近いシステムを稼働させているんですけれども、それもデータを変えていかなければならないといった手間が出てきます。それをきっちり整えるために大体2年ぐらいは必要ではないかというふうに考えていまして、総合区を設置すると正式に決めてから2年ぐらいかけてそれを準備させていただきたいということを示しています。

住所変更の方なんですけれども、全ての市民の方の住所が変わるというふうに仰っているんですけれども、それは可能性としてはその可能性もございしますが、今回は総合区の場合は8区に合区いたしますので、じゃ、8区の中でも今の区の名前と変わらない区が出てきた場合には、その区民の方にとっては住所は変わらないということになります。可能性としてどちらがどうなるんかは今現在は言えませんが、可能性としては全く変わらない方もおられます。

住所変更になった場合に混乱するのではないかという部分なんですけれども、これは実は全国的にも平成の大合併といいまして、今から10年、15年ぐらい前に全国各地都道府県、至るところで小さな市町村を大きく合併していくというような動きがございました。その時によくあった事例なんですけれども、例えば住所が変わったからといって、直ちに例えば運転免許証も書きかえにすぐ行ってもらわなアカンということではなくして、例えば次の更新の時にそこは新しい免許証をもらう際に更新してくれたらいいですよというような形で、できるだけ住民の皆さんの負担が少なくなるようにこれは相手先、関係機関とも調整して大阪市として進めることになっていきます。

（司会）

すみません、ありがとうございました。

時間に限りがございますので申し訳ございませんが、ご質問は以上とさせていただきたいと存じます。

この説明会終了に当たりまして、お知らせを申し上げます。

本説明会ですが、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたいあるいはまた他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用くださいませ。

なお、お配りしたアンケート、質問用紙でございますが、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、1月3日までの間でございますけれども、市のホームページからでもご質問いただけるよう受け付けております。いただいたご質問等につきましては、後日集約の上、ホームページに回答を掲載いたします。

なお、本日利用いたしましたお手元の説明資料でございますが、受付に置いておりますので、ご近所で説明に利用されるなど、ご入り用の方はぜひお持ち帰りいただければと存じます。

それでは、長時間、長い間でしたけれども、本日はこれを持ちまして説明会を終了いたします。長時間もどうもありがとうございました。（拍手）

お忘れ物のないように座席周りをご確認の上、お気をつけてお帰りくださいませ。

ありがとうございました。